

下関市監査委員公表第13号
令和5年(2023年)6月7日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 今 井 弘 文
同 秋 森 和 也
同 木 本 暢 一
同 田 中 義 一

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
市民部	人権・男女共同参画課
豊浦総合支所	地域政策課
豊北総合支所	地域政策課
教育委員会	教育研修課、学校教育課、9中学校

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

教育委員会
令和4年4月1日から令和5年1月31日まで
市民部、豊浦総合支所、豊北総合支所
令和4年4月1日から令和5年2月28日まで

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済的、効率的かつ効果的に行

われているか。

4 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞取りにより行った。なお、監査は、下関市監査基準に準拠して実施した。

5 監査の期間

教育委員会
令和5年3月1日から同年5月31日まで
市民部、豊浦総合支所、豊北総合支所
令和5年4月1日から同年5月31日まで

6 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

市民部 人権・男女共同参画課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
豊浦総合支所 地域政策課	
	[指摘事項] (1) 行政財産使用料（朝日写真掲示板）及び携帯電話中継用アンテナ設置用地貸付料について、以下の不適切な取扱いが見受けられた。下関市債権管理条例等に基づき、適正に債権管理を行われたい。 ア 滞納となっている債権があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかった。 イ 履行期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していなかった。 (2) 土地の賃貸借契約について、当該契約は、複数年度契約であるため、契約書において、長期継続契約に基づく解除条項（予算の減額又は削除に

<p>伴う解除等の特約条項) を記載しているが、「この契約の有効期間は、頭書の期間満了の6箇月前までに甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、更に同一条件により契約期間の更新をしたものとし、以後もこの例による。」との規定があり、いわゆる自動更新条項が設定されていた。</p> <p>地方自治法第232条の3において、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けがない状態で、後年度における契約の継続を約束する自動更新条項を設けることはできない。関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。</p>
<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>豊北総合支所 地域政策課</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 下関市豊北体育センター電気料過払金に係る収入事務において、以下の不適切な取扱いが見受けられた。下関市債権管理条例等の規定に基づき、適正に債権管理を行われたい。</p> <p>ア 滞納となっている債権があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていないかった。</p> <p>イ 履行期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していないかった。</p> <p>(2) 別置型冷凍ショーケース撤去業務において、以下の事項が見受けられた。関係法令等に基づき適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 産業廃棄物の排出業者である市が産業廃棄物の処理(運搬・処分)を委託する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び同条第6項の規定により、許可を受けた事業者には委託しなければならないが、当該業務は産業廃棄物の処理(運搬・処分)であるにもかかわらず、許可を受けていない事業者には当該業務を委託していた。</p> <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号の規定により、受託者との委託契約については書面により行わなければならないが、下関市契約規則第27条第1号の規定を適用し、契約書の作成を省略していた。</p> <p>(3) 角島灯台公園に係る指定管理業務について、指定管理者が自主事業を行うときは、角島灯台公園の管理運営に関する基本協定の規定により、自主事業計画書を提出し、承諾を得なければならないが、指定管理者が自主事業を実施しているにもかかわらず自主事業計画書を確認できなかった。所管課は、適正に事務が行われるよう、指定管理者を指導されたい。</p> <p>(4) 土地の賃貸借契約について、当該契約は単年度契約であるにもかかわらず</p>

<p>ず、契約書において長期継続契約に基づく解除条項（予算の削除に伴う解除）が記載されており、また、「契約期間3年毎に自動更新」との規定があり、いわゆる自動更新条項が設定されていた。</p> <p>地方自治法第232条の3において、「地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けがない状態で、後年度における契約の継続を約束する自動更新条項を設けることはできない。所要の措置を講じるとともに、関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>(5) 行政財産の目的外使用許可に係る手続において、新規案件のため総合支所長による決裁で行うべきところ、課長による決裁で行っていた。適正に事務処理されたい。</p> <p>(6) 行政財産の目的外使用許可について、使用料を算定する際に行う調整措置が誤っていたことにより、使用料の額が誤っている事例が見受けられた。適正に事務処理されたい。</p>
<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>教育委員会 教育研修課</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 外国語指導助手（ALT）の住宅借上げに係る家屋賃貸借契約について、以下の事項が見受けられた。下関市契約規則（以下「契約規則」という。）に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 契約規則第22条に規定する予定価格を決定しておらず、物件案内によりあらかじめ判明している金額を執行伺に記載し、それを予定価格とみなしているとのことであるが、伺い文に予定価格との表記、予定価格の積算根拠に関する記載及び契約担当者が決定したことの記載がなく、適正な予定価格が決定されていたのか客観的に確認できなかった。</p> <p>イ 契約規則第23条第3号の規定を適用し、契約相手から見積書を徴しておらず、仲介人から提示された計算書に記載された金額を契約額としているが、契約相手と仲介人の関係を確認できる資料の添付もなく、計算書は執行伺の決裁日よりも以前に仲介人から所管課担当者宛に提出されたものであり、市が家賃、敷金、礼金、仲介手数料をどのような経緯で誰と合意したのかが不明瞭であった。</p> <p>(2) (1)に関連するが、当該契約は、2年度に渡る複数年度契約であるため、契約書において、長期継続契約に基づく解除条項（予算の減額又は削除に伴う解除等の特約条項）記載しているが、「甲乙において何等本契約書記載事項変更の申し出がないときは、同一条件をもってさらに1年間自動更新されたものとし、その後の期間満了についても同様とする。」との規定があり、いわゆる自動更新条項が設定されていた。</p>

	<p>地方自治法第232条の3において、「地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けがない状態で、後年度における契約の継続を約束する自動更新条項を設けることはできない。関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>教育委員会 学校教育課</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 下関市フリースクール等利用支援補助金について、当該補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、下関市フリースクール等利用支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により、決定を受けた交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ下関市フリースクール等利用支援補助金交付変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出して、その承認を受けなければならないとされている。また、同要綱第15条の規定により、交付申請書に記載した住所、氏名、電話番号等に変更があったときは、速やかに下関市フリースクール等利用支援補助金交付申請書記載事項変更届（以下「記載事項変更届」という。）により市長に届けなければならないとされている。所管課は、補助対象者から、変更承認申請書及び記載事項変更届が提出されていたにもかかわらず、これらに対する事務処理を行っていなかった。適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>教育委員会 9 中学校</p>	
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>

以上